

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新														
<p>1 適用</p> <p>(1) この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号A0015，以下「当社」といいます。）との電気供給契約（以下「供給契約」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>(2) 本約款は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域</td> <td style="padding: 5px;">栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）</td> </tr> </table>	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）	<p>1 適用</p> <p>(1) この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号A0015，以下「当社」といいます。）との電気供給契約（以下「供給契約」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>(2) 本約款は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">適用地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">東北電力ネットワーク株式会社</td> <td style="padding: 5px;">青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="padding: 5px;">栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="padding: 5px;">愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西） および 長野県</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">北陸電力送配電株式会社</td> <td style="padding: 5px;">富山県，石川県，福井県（一部を除きます。） および 岐阜県の一部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">関西電力送配電株式会社</td> <td style="padding: 5px;">滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部 および 三重県の一部</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	適用地域	東北電力ネットワーク株式会社	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）	中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県，岐阜県（一部を除きます。） ， 三重県（一部を除きます。） ， 静岡県（富士川以西） および 長野県	北陸電力送配電株式会社	富山県，石川県，福井県（一部を除きます。） および 岐阜県の一部	関西電力送配電株式会社	滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。） ， 福井県の一部 ， 岐阜県の一部 および 三重県の一部
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）														
供給区域	適用地域														
東北電力ネットワーク株式会社	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県														
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）														
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県，岐阜県（一部を除きます。） ， 三重県（一部を除きます。） ， 静岡県（富士川以西） および 長野県														
北陸電力送配電株式会社	富山県，石川県，福井県（一部を除きます。） および 岐阜県の一部														
関西電力送配電株式会社	滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。） ， 福井県の一部 ， 岐阜県の一部 および 三重県の一部														

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（東京電力エリア）

旧	新								
	<table border="1"> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 兵庫県の一部, 香川県の一部, 愛媛県の一部</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電株式会社</td> <td>徳島県, 高知県, 香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県および鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>沖縄県</td> </tr> </table>	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 兵庫県の一部, 香川県の一部, 愛媛県の一部	四国電力送配電株式会社	徳島県, 高知県, 香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）	九州電力送配電株式会社	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県および鹿児島県	沖縄電力株式会社	沖縄県
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 兵庫県の一部, 香川県の一部, 愛媛県の一部								
四国電力送配電株式会社	徳島県, 高知県, 香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）								
九州電力送配電株式会社	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県および鹿児島県								
沖縄電力株式会社	沖縄県								
<p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定にもとづき、本約款、電気契約種別定義書（以下「本約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</p> <p>イ 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更により本約款等の変更が必要な場合 □～ハ（省略）</p> <p>(2)～(3)（省略）</p>	<p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定にもとづき、本約款、電気契約種別定義書および付帯契約種別定義書（以下「本約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</p> <p>イ 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更により本約款等の変更が必要な場合 □～ハ（省略）</p> <p>(2)～(3)（省略）</p>								
<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(14)（省略）</p> <p>(15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日まで</p>	<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(14)（省略）</p> <p>(15) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月</p>								

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新
<p>の期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(16) 供給地点 <u>一般送配電事業者</u>が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。</p> <p>(17) (省略)</p> <p>(18) 一般送配電事業者 <u>東京電力パワーグリッド株式会社（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限り。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）</u>をいいます。</p> <p>(19)～(23) (省略)</p> <p><u>(24) サイサン</u> <u>株式会社サイサン（埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5所在、代表取締役社長 川本 武彦）</u>をいいます。</p> <p><u>(25) 債権譲受人</u> 当社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する、<u>サイサン</u>または当社が定める第三</p>	<p>1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(16) 供給地点 <u>当該一般送配電事業者</u>が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。</p> <p>(17) (省略)</p> <p>(18) 一般送配電事業者 <u>電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。</u></p> <p>※ 以下、「一般送配電事業者」は、「当該一般送配電事業者」に読み替えるものとし、本新旧対照表では省略します。</p> <p>(19)～(23) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(24) 債権譲受人</u> 当社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する、当社が定める第三者をいいます。</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新				
<p>者をいいます。</p> <p>4 単位および端数処理 本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、<u>15（電力需要）(3)を適用した場合に算定された値が</u> 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了日の 15 日前までに当社またはお客さまのいずれかから供給契約の終了または変更の申出がない場合は、<u>供給契約の満了日の翌日に</u>、1 年ごとに同一条件で更新いたします。</p> <p>13 電気契約種別</p> <p><u>電気契約種別は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">需要区分</th> <th style="text-align: center;">電気契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電灯需要</td> <td style="text-align: center;">エネワン B プラン</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	電気契約種別	電灯需要	エネワン B プラン	<p>4 単位および端数処理 本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了日の 15 日前までに当社またはお客さまのいずれかから供給契約の終了または変更の申出がない場合は、<u>契約期間満了後も</u>、1 年ごとに同一条件で更新いたします。</p> <p>13 電気契約種別</p> <p>電気契約種別に関する詳細事項は、<u>電気契約種別定義書に定めます。</u></p> <p>(削除)</p>
需要区分	電気契約種別				
電灯需要	エネワン B プラン				

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧		新
	<u>エネワン C プラン</u>	
電力需要	<u>エネワン動力プラン</u>	
<p><u>14 電灯需要</u></p> <p><u>(1) エネワン B プラン</u></p> <p><u>イ 適用範囲</u></p> <p><u>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u></p> <p><u>(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること</u></p> <p><u>(ロ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</u></p> <p><u>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u></p> <p><u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式およ</u></p>		(削除)

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（東京電力エリア）

旧	新								
<p><u>び供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</u></p> <p><u>八 契約電流</u></p> <p><u>(イ) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</u></p> <p><u>(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により、電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。</u></p> <p><u>二 料金</u></p> <p><u>料金は、基本料金、電力量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</u></p> <p><u>(イ) 基本料金</u></p> <p><u>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>契約電流 30 アンペア</u></td> <td style="text-align: center;"><u>852 円 72 銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>契約電流 40 アンペア</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,136 円 96 銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>契約電流 50 アンペア</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,421 円 20 銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>契約電流 60 アンペア</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,705 円 44 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>(ロ) 電力量料金</u></p> <p><u>電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。</u></p>	<u>契約電流 30 アンペア</u>	<u>852 円 72 銭</u>	<u>契約電流 40 アンペア</u>	<u>1,136 円 96 銭</u>	<u>契約電流 50 アンペア</u>	<u>1,421 円 20 銭</u>	<u>契約電流 60 アンペア</u>	<u>1,705 円 44 銭</u>	
<u>契約電流 30 アンペア</u>	<u>852 円 72 銭</u>								
<u>契約電流 40 アンペア</u>	<u>1,136 円 96 銭</u>								
<u>契約電流 50 アンペア</u>	<u>1,421 円 20 銭</u>								
<u>契約電流 60 アンペア</u>	<u>1,705 円 44 銭</u>								

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧		新
<u>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>30 円 00 銭</u>	
<u>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>36 円 60 銭</u>	
<u>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u>	<u>40 円 69 銭</u>	
<p><u>ホ その他</u></p> <p><u>電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、33（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u></p>		
<p><u>(2) エネワン C プラン</u></p> <p><u>イ 適用範囲</u></p> <p><u>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u></p> <p><u>(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること</u></p> <p><u>(ロ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</u></p> <p><u>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般</u></p>		

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新
<p><u>送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u></p> <p><u>□ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。</u></p> <p><u>八 契約容量</u></p> <p><u>(イ) 契約容量は、原則として、6 キロボルトアンペアから 50 キロボルトアンペア未満の間で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますもの</u> <u>とします。</u></p> <p><u>(ロ) 電気の使用実態に応じ、(イ)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。</u></p> <p><u>二 料金</u></p> <p><u>料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</u></p>	

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新								
<p><u>(イ) 基本料金</u> 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: right;">284 円 24 銭</td> </tr> </table> <p><u>(ロ) 電力量料金</u> 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">30 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">36 円 60 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">40 円 69 銭</td> </tr> </table> <p><u>ホ その他</u> 契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、33（違約金）に定める違約金を申し受けます。</p> <p>(追加)</p> <p>15 <u>電力需要</u> <u>エネワン動力プラン</u> <u>(1) 適用範囲</u> 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	284 円 24 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 69 銭	<p><u>14 付帯契約種別</u> 付帯契約種別に関する詳細事項は、付帯契約種別定義書に定めます。</p> <p>15 <u>削除</u> (削除)</p>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	284 円 24 銭								
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭								
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭								
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 69 銭								

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新
<p><u>イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること</u></p> <p><u>ロ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること</u></p> <p><u>ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u></p> <p><u>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。</u></p> <p><u>(3) 契約電力</u></p> <p><u>イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。</u></p>	

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新														
<p><u>□ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。</u></p> <p><u>(4) 料金</u></p> <p><u>料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</u></p> <p><u>イ 基本料金</u></p> <p><u>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>契約電力 1 キロワットにつき</u></td> <td><u>1,081 円 53 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>□ 電力量料金</u></p> <p><u>電力量料金は、その 1 月の季節別の使用電力量によって算定いたします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>使用電力量</u></th> <th><u>夏季料金</u></th> <th><u>その他季料金</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第 1 段階 料金</u></td> <td><u>最初の[契約電力×90]キロワット時までの 1 キロワット時につき</u></td> <td><u>27 円 49 銭</u></td> <td><u>25 円 92 銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 2 段階 料金</u></td> <td><u>[契約電力×90]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u></td> <td><u>31 円 67 銭</u></td> <td><u>31 円 67 銭</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハ 省エネ割引</u></p> <p><u>省エネ割引は、1 月の使用電力量が契約電力 1 キロワットあたり 50 キロワット時</u></p>	<u>契約電力 1 キロワットにつき</u>	<u>1,081 円 53 銭</u>	<u>使用電力量</u>		<u>夏季料金</u>	<u>その他季料金</u>	<u>第 1 段階 料金</u>	<u>最初の[契約電力×90]キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>27 円 49 銭</u>	<u>25 円 92 銭</u>	<u>第 2 段階 料金</u>	<u>[契約電力×90]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u>	<u>31 円 67 銭</u>	<u>31 円 67 銭</u>	
<u>契約電力 1 キロワットにつき</u>	<u>1,081 円 53 銭</u>														
<u>使用電力量</u>		<u>夏季料金</u>	<u>その他季料金</u>												
<u>第 1 段階 料金</u>	<u>最初の[契約電力×90]キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>27 円 49 銭</u>	<u>25 円 92 銭</u>												
<u>第 2 段階 料金</u>	<u>[契約電力×90]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u>	<u>31 円 67 銭</u>	<u>31 円 67 銭</u>												

旧	新								
<p><u>以下である場合に、契約電力 1 キロワットにつき以下の省エネ割引単価を用いて算定いたします。契約電力が 0.5 キロワットの場合の省エネ割引は、契約電力が 1 キロワットの場合の省エネ割引の半額といたします。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用電力量</th> <th style="text-align: center;">省エネ割引単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>[契約電力×50]キロワット時以下のとき</u></td> <td style="text-align: center;"><u>50 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>契約電力 1 キロワットにつき</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>[契約電力×50]キロワット時をこえるとき</u></td> <td style="text-align: center;"><u>適用対象外</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>二 その他</u></p> <p><u>契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、33（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u></p> <p>17 検針日</p> <p>検針日は、次により、<u>一般送配電事業者</u>が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、<u>お客さま</u>ごとに<u>一般送配電事業者</u>が定めた日（<u>一般送配電事業者</u>がお客さまの供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに<u>一般送配電事業者</u>が行ないます。</p> <p>(2)～(7)（省略）</p>	使用電力量	省エネ割引単価	<u>[契約電力×50]キロワット時以下のとき</u>	<u>50 円 00 銭</u>	<u>契約電力 1 キロワットにつき</u>		<u>[契約電力×50]キロワット時をこえるとき</u>	<u>適用対象外</u>	<p>17 検針日</p> <p>検針日は、次により、<u>当該一般送配電事業者</u>が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、<u>お客さまの供給地点</u>ごとに<u>当該一般送配電事業者</u>が定めた日（<u>当該一般送配電事業者</u>がお客さまの供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに<u>当該一般送配電事業者</u>が行ないます。</p> <p>(2)～(7)（省略）</p>
使用電力量	省エネ割引単価								
<u>[契約電力×50]キロワット時以下のとき</u>	<u>50 円 00 銭</u>								
<u>契約電力 1 キロワットにつき</u>									
<u>[契約電力×50]キロワット時をこえるとき</u>	<u>適用対象外</u>								

旧	新
<p>19 使用電力量の算定</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および 17（検針日）(2)または(4)の場合で検針を行なわなかった<u>場合</u>には、料金の算定期間の使用電力量は、<u>別表 4（使用電力量の協定）</u>を基準として、<u>一般送配電事業者</u>と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、<u>速やかに一般送配電事業者</u>との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) <u>一般送配電事業者</u>が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、<u>別表 4（使用電力量の協定）</u>を基準として、あらかじめ<u>一般送配電事業者</u>と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、<u>速やかに一般送配電事業者</u>との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p>	<p>19 使用電力量の算定</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および 17（検針日）(2)または(4)の場合で検針を行なわなかった<u>とき</u>には、料金の算定期間の使用電力量は、<u>別表 5（使用電力量の協定）</u>を基準として、<u>当該一般送配電事業者</u>と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、<u>すみやかに当該一般送配電事業者</u>との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) <u>当該一般送配電事業者</u>が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、<u>別表 5（使用電力量の協定）</u>を基準として、あらかじめ<u>当該一般送配電事業者</u>と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、<u>すみやかに当該一般送配電事業者</u>との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p>
<p>20 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する<u>計量または検針の基準となる日</u>の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する<u>計量または検針の基準となる日</u>の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(追加)</p>	<p>20 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日</u>の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日</u>の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>電気契約種別に加え、付帯契約種別が適用される場合は、そのすべてを反映して料金を算定いたします。</u></p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新
<p>21 日割計算</p> <p>(1) 当社は、20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、<u>別表 5（日割計算の基本算式）</u> (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表 5（日割計算の基本算式）</u> (1)ロにより算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表 5（日割計算の基本算式）</u> (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ（省略）</p> <p>(2)（省略）</p>	<p>21 日割計算</p> <p>(1) 当社は、20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、<u>別表 6（日割計算の基本算式）</u> (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表 6（日割計算の基本算式）</u> (1)ロにより算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（<u>最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。</u>）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表 6（日割計算の基本算式）</u> (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ（省略）</p> <p>(2)（省略）</p>
<p>22 料金の支払義務</p> <p>お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>(1) 検針日といたします。ただし、17（検針日）(5)の<u>場合の料金については</u>実際に検針を行なった日とし、また、<u>計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合</u>は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、19（使用電力量の算定）(5)の場合は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日といたします。</p> <p><u>(2) 23（料金その他の支払方法および支払期日）(2)へ</u>の場合は、<u>当該支払期に属する最終月の(1)による日</u>といたします。</p> <p><u>(3) 供給契約が終了した場合は、終了日</u>といたします。ただし、特別の事情があって供給</p>	<p>22 料金の支払義務</p> <p>お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>(1) 検針日といたします。ただし、17（検針日）(5)の<u>場合は</u>、実際に検針を行なった日とし、また、<u>19（使用電力量の算定）(4)の場合</u>は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、19（使用電力量の算定）(5)の場合は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>（削除）</p> <p><u>(2) 供給契約が終了した場合は、終了日</u>といたします。ただし、特別の事情があって供給</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（東京電力エリア）

旧	新
<p>契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>23 料金その他の支払方法および支払期日</p> <p>(1) 料金については、25（債権譲渡に関する特則）にもとづき、当社が指定する債権譲受人（以下「当該債権譲受人」といいます。）へ支払期日までに支払っていただきます。<u>ただし、一般送配電事業者の託送約款等にもとづいて発生し、当社がお客さまに請求する工事負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で、当社が指定する日までに支払っていただきます。</u></p> <p><u>(2) 当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金その他の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。ただし、当該債権譲受人がサイサンである場合の料金その他の支払方法および支払期日は次の各号の通りといたします。</u></p> <p><u>イ 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は原則として(イ)または(ロ)の方法とし、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則として(ロ)の方法としますが、サイサンが特に認めた場合は、その他の方法とします。</u></p> <p><u>(イ) お客さまがサイサンの指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法によりサイサンが指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、サイサンが指定した様式によりあらかじめサイサンに申し出ていただきます。この場合、支払期日は、クレジットカード会社からサイサンへの支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払状況等によりサイサンに料金の立替払いが支払われない旨の通知があった場合は、その通知があった日とします。</u></p>	<p>契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>23 料金その他の支払方法および支払期日</p> <p>(1) 料金については、<u>当社が個別に指定する契約を除き</u>、25（債権譲渡に関する特則）にもとづき、当社が指定する債権譲受人（以下「当該債権譲受人」といいます。）へ支払期日までに支払っていただきます。<u>当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金その他の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。</u></p> <p>(削除)</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新
<p><u>(ロ) お客さまが指定する口座からサイサンの口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、サイサンが指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月 6 日といたします。</u></p> <p><u>ロ イ(イ)またはイ(ロ)の手続きが完了するまでは、料金は、以下の方法により、支払期日までに支払っていただきます。</u></p> <p><u>(イ) 新たに電気の使用を申し込まれたお客さま</u> <u>サイサンが指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、サイサンが指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月 5 日といたします。</u></p> <p><u>(ロ) (イ)以外のお客さま</u> <u>従前の支払い方法により支払っていただきます。ただし、やむをえないとサイサンが判断した場合は、(イ)の方法により支払っていただきます。</u></p> <p><u>ハ サイサンは、次の(イ)または(ロ)に該当する場合には、各帳票の発行につき、別表 6（手数料等）(1)に定める帳票発行手数料を、(イ)のときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに、(ロ)のときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないとサイサンが判断した場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(イ) お客さまが、イに該当し、書面による請求書（支払方法が、イ(イ)の場合は利用明細書をいいます。）の発行を希望され、サイサンが請求書（利用明細書）を発行した場合</u></p> <p><u>(ロ) お客さまが、ロ(イ)の方法により支払われる場合</u></p> <p><u>ニ お客さまが料金をイ(イ)、イ(ロ)またはロ(イ)により支払われる場合は、次のときに</u></p>	

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新
<p><u>サイサンに対する支払いがなされたもの</u>といたします。</p> <p><u>(イ) イ(イ)により支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社によりサイサンが指定した金融機関等に払い込まれたとき。</u></p> <p><u>(ロ) イ(ロ)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</u></p> <p><u>(ハ) ロ(イ)により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</u></p> <p><u>ホ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</u></p> <p><u>ヘ サイサンは、イにかかわらず、サイサンが指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、ニにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときにサイサンに対する支払いがなされたもの</u>といたします。</p> <p><u>ト イにかかわらず、17（検針日）(6)の場合、供給開始の日から開始日を含む計量期間等の終期までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の計量期間等の始期から終期までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</u></p> <p><u>チ 料金については、サイサンは、サイサンに特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、イにかかわらず、サイサンの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</u></p> <p><u>リ 料金については、サイサンは、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、イにかかわらず、サイサンの指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不正な手段によりサイサンに損害が発生するおそれがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。</u></p>	

旧	新
<p><u>又 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、サイサンは、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>(2) (1)にかかわらず、当該一般送配電事業者の託送約款等にもとづいて発生し、当社がお客さまに請求する工事負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で、当社が指定する日までに支払っていただきます。</u></p>
<p>24 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。ただし、<u>料金を 23（料金その他の支払方法および支払期日）(2)イ(ロ)により支払われる場合で当社またはサイサンの都合</u>により、料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>24 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。ただし、<u>当社の都合</u>により、料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>
<p>36 損害賠償の免責</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) お客さまが <u>6（供給契約の申込み）(4)</u>による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。</p> <p>(4)～(5) (省略)</p>	<p>36 損害賠償の免責</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) お客さまが <u>6（供給契約の申込み）(3)</u>による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。</p> <p>(4)～(5) (省略)</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新
<p>40 お申し出による供給契約の終了 (1)～(2) (削除)</p> <p>(3) お客さまが供給開始日以降 1 年目の日までの期間内に、供給契約を終了しようとされる場合は、当社は、<u>別表 6 (手数料等) (2)</u>に定める解約事務手数料を、供給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>41 供給開始後の供給契約の終了または変更にもなう料金および工事費等の精算 (1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および工事費等をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものいたします。 イ (省略) □ お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が<u>一般送配電事業者</u>より請求を受けた金額を申し受けます。</p> <p>八 (省略) (2)～(3) (省略)</p>	<p>40 お申し出による供給契約の終了 (1)～(2) (削除)</p> <p>(3) お客さまが供給開始日以降 1 年目の日までの期間内に、供給契約を終了しようとされる場合は、当社は、<u>別表 7 (手数料等)</u>に定める解約事務手数料を、供給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>41 供給開始後の供給契約の終了または変更にもなう料金および工事費等の精算 (1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および工事費等をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものいたします。 イ (省略) □ お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、<u>当社は</u>、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が<u>当該一般送配電事業者</u>より請求を受けた金額を申し受けます。</p> <p>八 (省略) (2)～(3) (省略)</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（東京電力エリア）

旧	新		
<p>46 保安等に対するお客さまの協力 (1)～(2) (省略) (3) お客さまが、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が<u>一般送配電事業者</u>の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を<u>一般送配電事業者</u>に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、<u>当社または一般送配電事業者</u>は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 (4) (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 実施期日 本約款は、<u>令和5年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2 標準周波数についての特別措置 <u>本約款等実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。</u> <u>群馬県の一部</u> (追加) (追加)</p>	<p>46 保安等に対するお客さまの協力 (1)～(2) (省略) (3) お客さまが、<u>当該一般送配電事業者</u>の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が<u>当該一般送配電事業者</u>の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を<u>当該一般送配電事業者</u>に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、<u>当該一般送配電事業者</u>は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 (4) (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 実施期日 本約款は、<u>令和6年9月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2 標準周波数についての特別措置 (削除)</p> <p>(1) <u>本約款等実施の際現に次の区域内において標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。</u> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-right: 40px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域</td> <td style="padding: 2px;">長野県の一部</td> </tr> </table></p> <p>(2) <u>本約款等実施の際現に次の区域内において標準周波数 60 ヘルツで電気を供給して</u></p>	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	長野県の一部
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	長野県の一部		

旧	新				
<p><u>3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置</u></p> <p><u>(1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、以下のとおりとします。</u></p> <p><u>イ 料金の算定期間</u></p> <p><u>料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものとします。以下「検針期間等」といいます。）とします。ただし、お客さまが電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、電気の供給を開始した日から直後の検針日の前日までの期間、または本契約を終了させる場合の料金の算定期間は、直前の検針日から本契約の終了日の前日までの期間（ただし、お客さまが本契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から本契約の終了日までの期間とします。）とします。</u></p> <p><u>ロ 料金の算定</u></p> <p><u>(イ) 料金は、20（料金の算定）(1)イおよびロに規定する場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。</u></p> <p><u>(ロ) 当社は、20（料金の算定）(1)イおよびロに規定する場合は、基本料金</u></p>	<p><u>いる区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>東北電力ネットワーク株式会社の供給区域</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>群馬県の一部</u></td> </tr> </table> <p>(削除)</p>	<u>東北電力ネットワーク株式会社の供給区域</u>	<u>新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域</u>	<u>群馬県の一部</u>
<u>東北電力ネットワーク株式会社の供給区域</u>	<u>新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市</u>				
<u>東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域</u>	<u>群馬県の一部</u>				

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新				
<p><u>について、以下の式により日割計算をいたします。</u></p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p><u>(2) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量については、19（使用電力量の算定）(1)の規定にかかわらず、以下のとおりといたします。</u></p> <p><u>移行期間における 30 分ごとの使用電力量</u> <u>その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。</u></p> <p><u>4 本約款の実施ともなう切替措置</u> <u>令和 5 年 6 月 30 日以前から電気の供給が継続し、令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率、燃料費調整額の算定諸元は、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(1) Ⅲ（契約種別および料金）の料金率については 14（電灯需要）(1)ニ、(2)ニおよび 15（電力需要）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>イ エネワン B プラン</u></p> <p><u>(イ) 基本料金</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td><u>契約電流 30 アンペア</u></td> <td><u>852 円 72 銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>契約電流 40 アンペア</u></td> <td><u>1,136 円 96 銭</u></td> </tr> </table>	<u>契約電流 30 アンペア</u>	<u>852 円 72 銭</u>	<u>契約電流 40 アンペア</u>	<u>1,136 円 96 銭</u>	<p>(削除)</p>
<u>契約電流 30 アンペア</u>	<u>852 円 72 銭</u>				
<u>契約電流 40 アンペア</u>	<u>1,136 円 96 銭</u>				

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（東京電力エリア）

旧		新	
	契約電流 50 アンペア		1,421 円 20 銭
	契約電流 60 アンペア		1,705 円 44 銭
<u>(ロ) 電力量料金</u>			
	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき		34 円 84 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		41 円 44 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		45 円 53 銭
<u>ロ エネワンCプラン</u>			
<u>(イ) 基本料金</u>			
	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		284 円 24 銭
<u>(ロ) 電力量料金</u>			
	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき		34 円 84 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		41 円 44 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		45 円 53 銭
<u>ハ エネワン動カプラン</u>			
<u>(イ) 基本料金</u>			
	契約電力 1 キロワットにつき		1,081 円 53 銭
<u>(ロ) 電力量料金</u>			
	<u>使用電力量</u>	<u>夏季料金</u>	<u>その他季料金</u>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧				新																					
第1段階 料金	最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき	32円33銭	30円76銭																						
第2段階 料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円51銭	36円51銭																						
<p>(2) 別表2（燃料費調整）の算定諸元については、別表2（燃料費調整）(1)イ、および(2)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>イ a, β, γ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>a</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>0.0047</td> <td>0.3829</td> <td>0.6581</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 基準燃料価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>94,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ 基準単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>単位</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>18銭3厘</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	a	β	γ	東京電力パワーグリッド株式会社	0.0047	0.3829	0.6581	供給区域	基準燃料価格	東京電力パワーグリッド株式会社	94,200円	供給区域	単位	基準単価	東京電力パワーグリッド株式会社	1キロワット時につき	18銭3厘	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、</p>			
供給区域	a	β	γ																						
東京電力パワーグリッド株式会社	0.0047	0.3829	0.6581																						
供給区域	基準燃料価格																								
東京電力パワーグリッド株式会社	94,200円																								
供給区域	単位	基準単価																							
東京電力パワーグリッド株式会社	1キロワット時につき	18銭3厘																							
<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、</p>				<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、</p>																					

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧				新																																																			
<p>平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times a + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 a, β, γ は、次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>a</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>0.0048</td> <td>0.3827</td> <td>0.6584</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	a	β	γ	東京電力パワーグリッド株式会社	0.0048	0.3827	0.6584	<p>平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times a + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 a, β, γ は、次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>a</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.0259</td> <td>0.2563</td> <td>0.8915</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>0.0048</td> <td>0.3827</td> <td>0.6584</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>0.0275</td> <td>0.4792</td> <td>0.4275</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>0.0415</td> <td>0.0745</td> <td>1.2499</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社</td> <td>0.0140</td> <td>0.3483</td> <td>0.7227</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.0406</td> <td>0.0992</td> <td>1.1994</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電株式会社</td> <td>0.0875</td> <td>0.0770</td> <td>1.1770</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>0.0053</td> <td>0.1861</td> <td>1.0757</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>0.0065</td> <td>0.1632</td> <td>1.1152</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	a	β	γ	東北電力ネットワーク株式会社	0.0259	0.2563	0.8915	東京電力パワーグリッド株式会社	0.0048	0.3827	0.6584	中部電力パワーグリッド株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	北陸電力送配電株式会社	0.0415	0.0745	1.2499	関西電力送配電株式会社	0.0140	0.3483	0.7227	中国電力ネットワーク株式会社	0.0406	0.0992	1.1994	四国電力送配電株式会社	0.0875	0.0770	1.1770	九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757	沖縄電力株式会社	0.0065	0.1632	1.1152
供給区域	a	β	γ																																																				
東京電力パワーグリッド株式会社	0.0048	0.3827	0.6584																																																				
供給区域	a	β	γ																																																				
東北電力ネットワーク株式会社	0.0259	0.2563	0.8915																																																				
東京電力パワーグリッド株式会社	0.0048	0.3827	0.6584																																																				
中部電力パワーグリッド株式会社	0.0275	0.4792	0.4275																																																				
北陸電力送配電株式会社	0.0415	0.0745	1.2499																																																				
関西電力送配電株式会社	0.0140	0.3483	0.7227																																																				
中国電力ネットワーク株式会社	0.0406	0.0992	1.1994																																																				
四国電力送配電株式会社	0.0875	0.0770	1.1770																																																				
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757																																																				
沖縄電力株式会社	0.0065	0.1632	1.1152																																																				
<p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 基準燃料価格 基準燃料価格は、次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>86,100 円</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	基準燃料価格	東京電力パワーグリッド株式会社	86,100 円	<p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 基準燃料価格 基準燃料価格は、次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>83,500 円</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	基準燃料価格	東北電力ネットワーク株式会社	83,500 円																																								
供給区域	基準燃料価格																																																						
東京電力パワーグリッド株式会社	86,100 円																																																						
供給区域	基準燃料価格																																																						
東北電力ネットワーク株式会社	83,500 円																																																						

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新																	
	<table border="1"> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="text-align: right;">86,100 円</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="text-align: right;">45,900 円</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">79,800 円</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">27,100 円</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: right;">80,300 円</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">80,000 円</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">27,400 円</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td style="text-align: right;">81,500 円</td> </tr> </table>	東京電力パワーグリッド株式会社	86,100 円	中部電力パワーグリッド株式会社	45,900 円	北陸電力送配電株式会社	79,800 円	関西電力送配電株式会社	27,100 円	中国電力ネットワーク株式会社	80,300 円	四国電力送配電株式会社	80,000 円	九州電力送配電株式会社	27,400 円	沖縄電力株式会社	81,500 円	
東京電力パワーグリッド株式会社	86,100 円																	
中部電力パワーグリッド株式会社	45,900 円																	
北陸電力送配電株式会社	79,800 円																	
関西電力送配電株式会社	27,100 円																	
中国電力ネットワーク株式会社	80,300 円																	
四国電力送配電株式会社	80,000 円																	
九州電力送配電株式会社	27,400 円																	
沖縄電力株式会社	81,500 円																	
<p>八～二（省略）</p> <p>ホ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に八によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="text-align: center;">1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">18 銭 3 厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	供給区域	単位	基準単価	東京電力パワーグリッド株式会社	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘	<p>八～二（省略）</p> <p>ホ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に八によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定する電気契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。</p> <p>(削除)</p> <p>イ 最低料金を設定する電気契約種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関西電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: center;">最低料金</td> <td style="text-align: center;">1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td style="text-align: center;">2 円 47 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電力量料金</td> <td style="text-align: center;">上記をこえる 1 キロワッ</td> <td style="text-align: center;">16 銭 5 厘</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	区分	単位	基準単価	関西電力送配電株式会社	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘	電力量料金	上記をこえる 1 キロワッ	16 銭 5 厘
供給区域	単位	基準単価																
東京電力パワーグリッド株式会社	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘																
供給区域	区分	単位	基準単価															
関西電力送配電株式会社	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘															
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワッ	16 銭 5 厘															

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和6年9月1日実施（東京電力エリア）

旧	新			
(追加)			ト時につき	
	中国電力ネットワーク株式会社	最低料金	1 契約につき最初の 15キロワット時まで	3円18銭5厘
		電力量料金	上記をこえる1キロワッ ト時につき	21銭2厘
	四国電力送配電株式会社	最低料金	1 契約につき最初の 11キロワット時まで	1円69銭4厘
		電力量料金	上記をこえる1キロワッ ト時につき	15銭4厘
	□ イ以外の電気契約種別			
		<u>供給区域</u>	<u>単位</u>	<u>基準単価</u>
		東北電力ネットワーク株式会社	1キロワット時につき	19銭7厘
		東京電力パワーグリッド株式会社	1キロワット時につき	18銭3厘
		中部電力パワーグリッド株式会社	1キロワット時につき	23銭3厘
	北陸電力送配電株式会社	1キロワット時につき	16銭5厘	
	関西電力送配電株式会社	1キロワット時につき	16銭5厘	
	中国電力ネットワーク株式会社	1キロワット時につき	21銭2厘	
	四国電力送配電株式会社	1キロワット時につき	15銭4厘	
	九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	13銭6厘	
	沖縄電力株式会社	1キロワット時につき	27銭3厘	
(3) (省略)	(3) (省略)			

旧	新																				
(追加)	<p>3 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α, β, γは、次のとおりいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">供給区域</th> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>1.0000</td> <td>0.0000</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>1.0000</td> <td>0.0000</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>1.0000</td> <td>0.0000</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td>1.0000</td> <td>0.0000</td> <td>0.0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	供給区域	α	β	γ	東北電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	中国電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	沖縄電力株式会社	1.0000	0.0000	0.0000
供給区域	α	β	γ																		
東北電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000																		
中国電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000																		
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000																		
沖縄電力株式会社	1.0000	0.0000	0.0000																		

旧	新																				
	<p><u>ロ 離島基準燃料価格</u> <u>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">離島基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: right;">79,300 円</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: right;">79,300 円</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">79,300 円</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td style="text-align: right;">79,300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハ 離島調整上限燃料価格</u> <u>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">離島調整上限燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: right;">119,000 円</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: right;">119,000 円</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: right;">119,000 円</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力株式会社</td> <td style="text-align: right;">119,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> <u>(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合</u></p>	供給区域	離島基準燃料価格	東北電力ネットワーク株式会社	79,300 円	中国電力ネットワーク株式会社	79,300 円	九州電力送配電株式会社	79,300 円	沖縄電力株式会社	79,300 円	供給区域	離島調整上限燃料価格	東北電力ネットワーク株式会社	119,000 円	中国電力ネットワーク株式会社	119,000 円	九州電力送配電株式会社	119,000 円	沖縄電力株式会社	119,000 円
供給区域	離島基準燃料価格																				
東北電力ネットワーク株式会社	79,300 円																				
中国電力ネットワーク株式会社	79,300 円																				
九州電力送配電株式会社	79,300 円																				
沖縄電力株式会社	79,300 円																				
供給区域	離島調整上限燃料価格																				
東北電力ネットワーク株式会社	119,000 円																				
中国電力ネットワーク株式会社	119,000 円																				
九州電力送配電株式会社	119,000 円																				
沖縄電力株式会社	119,000 円																				

旧	新						
	<p style="text-align: center;"><u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p> $= \frac{(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格})}{1,000} \times \text{(2)の離島基準単価}$ <p>(ロ) 1キロワットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合</p> <p style="text-align: center;"><u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p> $= \frac{(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格})}{1,000} \times \text{(2)の離島基準単価}$ <p>ホ <u>離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</u> 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>離島平均燃料価格算定期間</u></th> <th style="text-align: center;"><u>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その年の 6 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その年の 7 月分の料金に係る計量期間</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>離島平均燃料価格算定期間</u>	<u>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</u>	<u>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 6 月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期</u>	<u>その年の 7 月分の料金に係る計量期間</u>
<u>離島平均燃料価格算定期間</u>	<u>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</u>						
<u>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 6 月分の料金に係る計量期間等</u>						
<u>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期</u>	<u>その年の 7 月分の料金に係る計量期間</u>						

新旧対照表 電気供給約款【低圧】令和6年9月1日実施（東京電力エリア）

旧	新	
	間	等
	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等
	△ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算定さ	

旧	新																										
<p>3 契約容量および契約電力の算定方法 (省略)</p>	<p><u>れた離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定する電気契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。</u></p> <p>(2) 離島基準単価 <u>離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。</u></p> <p><u>イ 最低料金を設定する電気契約種別</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>離島基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>中国電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>最低料金</u></td> <td><u>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</u></td> <td><u>1 銭 7 厘</u></td> </tr> <tr> <td><u>電力量料金</u></td> <td><u>上記をこえる 1 キロワット 時につき</u></td> <td><u>1 厘</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ロ イ以外の電気契約種別</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>単位</th> <th>離島基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東北電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>1 キロワット時につき</u></td> <td><u>1 厘</u></td> </tr> <tr> <td><u>中国電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>1 キロワット時につき</u></td> <td><u>1 厘</u></td> </tr> <tr> <td><u>九州電力送配電株式会社</u></td> <td><u>1 キロワット時につき</u></td> <td><u>3 厘</u></td> </tr> <tr> <td><u>沖縄電力株式会社</u></td> <td><u>1 キロワット時につき</u></td> <td><u>2 銭 6 厘</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 契約容量および契約電力の算定方法 (省略)</p>	供給区域	区分	単位	離島基準単価	<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>最低料金</u>	<u>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</u>	<u>1 銭 7 厘</u>	<u>電力量料金</u>	<u>上記をこえる 1 キロワット 時につき</u>	<u>1 厘</u>	供給区域	単位	離島基準単価	<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>1 厘</u>	<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>1 厘</u>	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>3 厘</u>	<u>沖縄電力株式会社</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>2 銭 6 厘</u>
供給区域	区分	単位	離島基準単価																								
<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>最低料金</u>	<u>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</u>	<u>1 銭 7 厘</u>																								
	<u>電力量料金</u>	<u>上記をこえる 1 キロワット 時につき</u>	<u>1 厘</u>																								
供給区域	単位	離島基準単価																									
<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>1 厘</u>																									
<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>1 厘</u>																									
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>3 厘</u>																									
<u>沖縄電力株式会社</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>2 銭 6 厘</u>																									

旧	新
<p>4 使用電力量の協定</p> <p>使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。</p> <p>(1) 過去の使用電力量による場合</p> <p>次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に<u>契約電流、契約容量または契約電力</u>の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの<u>契約電流、契約容量または契約電力</u>を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。</p> <p>イ～ロ（省略）</p> <p>(2)～(6)（省略）</p> <p>5 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 電力量料金の日割計算</p> <p><u>(イ) 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、エネワン動力プランの場合は、(ロ)の方法により算定いたします。</u></p> <p><u>(ロ) 電力量区分の日割計算</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1段階料金適用電力量</u></p> $= \frac{[\text{契約電力} \times 90] \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$	<p>5 使用電力量の協定</p> <p>使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。</p> <p>(1) 過去の使用電力量による場合</p> <p>次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に<u>契約電力等</u>の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの<u>契約電力等</u>を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。</p> <p>イ～ロ（省略）</p> <p>(2)～(6)（省略）</p> <p>6 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 電力量料金の日割計算</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p style="text-align: center;"> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ ただし、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ は小数点以下第 3 位で切り捨ていたします。 </p> <p> なお、<u>第 1 段階料金適用電力量とは、エネワン動力プランの使用電力量のうち、第 1 段階料金を適用する電力量をいい、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で切り上げていたします。第 1 段階料金適用電力量をこえる電力量は第 2 段階料金を適用いたします。</u> </p> <p>(追加)</p> <p> <u>八 省エネ割引適用区分の日割計算</u> </p> <p style="text-align: center;"> <u>省エネ割引適用電力量</u> </p> <p style="text-align: center;"> $= \left[\text{契約電力} \times 50 \right] \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ </p> <p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ ただし、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ は小数点以下第 3 位で切り捨ていたします。 </p> <p> なお、<u>省エネ割引適用電力量とは、エネワン動力プランの省エネ割引が適用される基準となる電力量をいい、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で切り上げていたします。</u> </p> <p> <u>三 再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算</u> 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 </p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりいたします。</p>	<p style="text-align: center;"> <u>料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</u> </p> <p>(削除)</p> <p> <u>八 再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算</u> 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 </p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりいたします。</p>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施（東京電力エリア）

旧	新								
<p>イ 電気の供給を開始した場合 電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する<u>計量または検針の基準となる日</u>の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 供給契約が終了した場合 供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する<u>計量または検針の基準となる日</u>の属する月の日数といたします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>6</u> 手数料等</p> <p><u>(1) 帳票発行手数料</u></p> <p>イ 23 (料金その他の支払方法および支払期日) (2)ハ(イ)の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">請求書 (利用明細書) 1 部につき</td> <td style="text-align: right;">110 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>ロ 23 (料金その他の支払方法および支払期日) (2)ハ(ロ)の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">払込票 1 部につき</td> <td style="text-align: right;">330 円 00 銭</td> </tr> </table> <p><u>(2) 解約事務手数料</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 契約につき</td> <td style="text-align: right;">3,300 円 00 銭</td> </tr> </table>	請求書 (利用明細書) 1 部につき	110 円 00 銭	払込票 1 部につき	330 円 00 銭	1 契約につき	3,300 円 00 銭	<p>イ 電気の供給を開始した場合 電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日</u>の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 供給契約が終了した場合 供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日</u>の属する月の日数といたします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>7</u> 手数料等 (削除)</p> <p>解約事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 契約につき</td> <td style="text-align: right;">3,300 円 00 銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	3,300 円 00 銭
請求書 (利用明細書) 1 部につき	110 円 00 銭								
払込票 1 部につき	330 円 00 銭								
1 契約につき	3,300 円 00 銭								
1 契約につき	3,300 円 00 銭								